

東京医科歯科大学における
科学研究費助成事業応募可能な職名(登録可能な職名)一覧

別紙1

区分	職名	備考
常勤職員	教授	
	准教授	
	講師	
	助教	
	外国人研究員	
	技術職員	
	技術専門職員	
	薬剤師	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	看護師	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	准看護師	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	助産師	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	臨床検査技師	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	衛生検査技師	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	診療放射線技師	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	理学療法師	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	作業療法士	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	臨床工学技士	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	栄養士	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	心理療法士	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	視能訓練士	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	歯科技工士	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
歯科衛生士	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。	
言語聴覚士	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。	
病理細菌技術職員	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。	
医療技術職員	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。	
非常勤職員	特任教授	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	特任准教授	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	特任講師	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	特任助教	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	特任研究員	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	メディカルフェロー	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	GCOE拠点形成特任教員	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	寄附講座教授	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	寄附講座准教授	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	寄附講座講師	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	寄附講座助教	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	寄附研究部門教授	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	寄附研究部門准教授	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	寄附研究部門講師	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	寄附研究部門助教	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	寄附講座教員	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	寄附研究部門教員	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	研究機関研究員	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	医員	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	非常勤講師	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
客員教授等 選考規則第 2条第3号に 該当する者	客員教授	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	客員准教授	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。
	客員助教	所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。

※外部資金で雇用されている者は、職務専念義務がありますので登録にあたってはご注意ください。

※学生の身分(大学院生を含む)を有する者については、原則、応募資格を付与できません。希望する場合は、事前に研究・産学連携推進機構事務部担当者に相談願います。